

抗体検査の受検者は少数です。しかし、島外との交流も活発なため、性感染症のリスクは無視できず、普及啓発も重要です。

(3) 定期予防接種

定期予防接種は、多くの疾病の流行防止に成果を上げ、感染症対策の重要な役割を果たしてきました。予防接種の種類や回数など多様化する中、島民に対する正しい知識や情報の普及が重要です。また、各町村は予防接種事業と母子保健事業等を連動させ、予防接種率の向上に努めています。

【施策展開の基本方針】

- 感染症予防に向けた自主管理体制を推進します。
- 感染症発生時における防疫及び搬送体制を充実します。
- 定期予防接種の確実な実施を推進します。
- 登録結核患者^{注5}の治療終了を支援します。

【今後の取組】

- 1 関係機関や住民への感染症情報提供の充実
- 2 感染症発生予防と拡大防止のための支援の実施
- 3 患者の背景に応じたDOTSの推進
- 4 定期・予防接種の確実な実施

《関係機関等の取組》

町 村	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平常時から島民に対して感染症に関する情報提供、普及啓発を行います。 ・ 予防接種法に基づく定期予防接種を実施します。 ・ 感染症発生時は、保健所と協力し、役割分担に応じて、防疫活動、保健活動を迅速に実施します。
医療機関事業者等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 病院・診療所・福祉施設等の管理者は東京都が実施する感染症対策に協力します。 ・ 施設における感染症の発生予防や拡大防止のために必要な措置を講じます。
島 民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期予防接種を受けるように努めます。
保 健 所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域における感染症対策の中核的機関として、感染症発生予防のための支援、地域における感染症情報の収集・分析、専門的指導、発生時に備えた医療体制を整備します。 ・ 平常時から島民へ感染症の正しい知識を普及啓発します。 ・ 感染症発生時は、島民への情報提供、相談対応、疫学調査、防疫対応等総合的に対応します。

注5 登録結核患者：結核のために保健所に登録されている人。現在結核の治療中の人もとより、治療終了後一定期間の経過観察中の人も含まれる。

第2節 医薬品等の安全確保

【現状と課題】

平成28年12月31日現在、島しょ圏域には薬局7施設、28人の薬剤師が在住しています。薬局には薬剤師が常駐し調剤や対面販売を行いますが、薬局がある島は4島のみに限られています。薬局がない島や、医療機関で薬剤師が従事していない場合には、診療所の医師が調剤しなくてはならず、専門的な服薬指導は行われにくいのが現状です。

薬局がない島においても、特例販売業などの薬剤師不在の医薬品販売業者から医薬品を購入できる地域もあります。しかしこれらの販売店で取り扱いが可能な医薬品は、種類が限られています。薬局でも、薬局以外の医薬品販売店でも、後継者不足が課題となっており、将来的には医薬品を購入できる店舗自体の減少も懸念されています。

こうした中で、平成26年には一般用医薬品の販売規制が見直され、インターネットを利用した販売が普及し、誰でも手軽に医薬品を入手できる方法として島しょ圏域でも利用者が増加しています。しかし、インターネットが利用できない人や、すぐに医薬品を手に入れたい場合など、すべての人が恩恵にあずかれるわけではありません。

医薬品は、用法・用量が守られなければ効果が期待できないだけでなく、副作用が発生します。医薬品以外にも、ダイエット用健康食品や化粧品等による健康被害も報告されており、適正使用や副作用に関する知識の普及啓発は重要な課題となっています。

人体に使う医薬品の他に、農産物栽培に使われている農薬については、毒物・劇物の扱いとなっているものもあり、適正管理や事故等の未然防止の徹底が図られる必要があります。

また、近年、危険ドラッグ^{注1}が増加し、若年層の大麻や覚醒剤、麻薬等の乱用やネット販売は、大きな社会問題となっています。薬物乱用がもたらす健康への被害は計り知れないものがあり、学校等の教育現場や警察機関などでも薬物乱用の撲滅に向けた活動が行われています。

保健所では、医薬品に係る正確な情報を周知し、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に基づく監視を実施しています。薬局・医薬品販売業者等へは、医薬品等が適正な管理のもとに販売されるように指導しているほか、医薬品等の事故情報の提供に努めています。

注1 危険ドラッグ：覚醒剤や大麻等に化学構造を似せて合成された物質などが添加された物質で、「ハーブ」「お香」「アロマオイル」「バスソルト」など、危険な薬物ではないように偽装して販売されている薬物のこと。

【施策展開の基本方針】

- 医薬品及び医療機器等が適正な管理のもとに供給され、島民が安心して使用できるよう、薬局・医薬品販売業者に対する監視指導や各種講習会等を行います。
- 島民に対して医薬品等による健康被害の防止や適正使用を推進するため、正しい知識の普及啓発を図っていきます。

【今後の取組】

- 1 薬局・医薬品販売業者に対する計画的な監視指導
- 2 医薬品の適正使用の普及啓発、情報の提供
- 3 危険ドラッグ対策の普及啓発、情報の提供
- 4 毒劇物の適正管理について監視指導

《関係機関等の取組》

医療機関 事業者 (薬局等)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適正な管理を徹底します。 ・ 調剤薬局のかかりつけ薬局機能を向上させます。
町村	<ul style="list-style-type: none"> ・ 薬物乱用防止対策を推進します。
学校、教育委員会、警察等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 青少年に対して薬物乱用防止教育を行います。
島民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 薬物に対する正しい知識を習得し、薬物乱用防止に取り組みます。
保健所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 薬局、医薬品販売業者等に対する監視指導を行います。 ・ 毒物劇物販売業者に対する監視指導を行います。 ・ 医薬品に関する正しい知識の啓発活動を推進します。 ・ 薬物乱用防止対策を関係機関と連携し普及啓発を行います。 ・ 地域における広報、啓発活動への支援体制を強化します。 ・ 健康被害の未然防止及び適正使用の普及啓発を行います。

第3節 食品の安全確保

【現状と課題】

1 島しょ圏域の食品安全

食品安全分野においては食品表示法の施行、HACCP^{注1}による衛生管理の制度化等、国を挙げての大きな取組が進んでいます。しかし、島しょ圏域は離島であること等から食品安全に関する情報を得る機会に乏しい傾向があります。

保健所は、食品関係事業者に対する制度の周知及び最新情報の提供のため、全ての食品取扱事業者を対象に衛生講習会を開催しています。また、夏期には飲食店や民宿、特産品の製造施設等に重点的な監視指導を実施し、細菌検査用のスタンプ培地を用いた拭取り検査を行い事業者の自主的な衛生管理の推進を後押ししています。

新たな制度に円滑に対応し、地域の食品安全を確保するためには、HACCPによる衛生管理の導入や食品表示法に基づいた表示の作成等に係る食品関係事業者の取組をより一層支援していくことが求められます。

2 集団給食施設における自主的衛生管理

ノロウイルスによる集団食中毒や腸管出血性大腸菌による食中毒死亡事例が全国的に発生しています。

食中毒等のリスクを低減するためには、食品関係事業者が食の安全確保について責任を有していることを認識し、自主的な衛生管理を適切に実施することが重要です。

保健所は、特に食中毒症状が重症化しやすい高齢者・乳幼児施設、食中毒発生時に多数の患者が発生しやすい集団給食施設に対し、重点的に衛生講習会や拭取り検査を実施し、施設における衛生管理マニュアルの作成に助言を行う等、事業者の自主的な衛生管理推進を支援しています。

今後も各施設における自主的衛生管理の推進を支援するとともに、食中毒発生に際し迅速な被害の拡大防止及び再発防止を図る危機管理体制の強化が必要です。

3 災害時の食品安全確保

自然災害が発生しやすい島しょ圏域において、災害時の食中毒予防対策は重要です。

保健所は、「災害時における島しょ保健所活動マニュアル」を作成し、適宜見直しを行っています。今後も、台風、噴火、地震及び津波等の多様な災害発生時に迅速に対応するため、マニュアルの改訂を含めた活動体制の充実が求められます。

また、平常時から圏域内町村等の関係機関との連携を密にし、災害時における協力体制を確保するとともに、避難所運営等に係る関係機関への事前指導に取り組むことが必要です。

注1 HACCP：食品事業者自らが食中毒菌汚染や異物混入等の危害を分析し、その危害防止につながる重要な工程を継続的に監視・記録することによって食品の安全を確保する、国際的に認められた衛生管理の手法。